

**戦前期日本の企業統治研究 (Reference Review  
57-5号の研究動向・全分野から, リファレンス・レ  
ビュー研究動向編 (2011年7月~2012年5月))**

著者	木山 実
雑誌名	産研論集
号	40
ページ	134-135
発行年	2013-03-21
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/10742">http://hdl.handle.net/10236/10742</a>

## 戦前期日本の企業統治研究

商学部教授 木山 実

オリンパスや大王製紙などの大企業による不祥事がメディアを騒がせたが、この種の企業不祥事が発覚するたびに企業統治の問題が俎上に上がる。経営史研究でも、過去の企業統治のありかたを明らかにする作業は1つのテーマであり、2011年においても戦前期日本の企業統治に関連する論稿がいくつか発表されている。以下で少し紹介しておきたい。

結城武延「企業統治における株主総会の役割—大阪紡績会社の事例—」（『経営史学』第46巻第3号）は、日本の近代的綿紡績業の嚆矢ともいべき大阪紡績会社（現、東洋紡）を事例として、そこで株主たちが経営者にモラルハザードを起こさせないよう株主総会を通じてどのように経営者を監視していたのかという問題意識で、株主総会の機能を解明しようとするものである。同稿は大阪紡績の明治中期以降の株主総会議事録をもとに分析を行い、会社の業績が悪化すればするほど総会の時間が長くなり、業績が好転すれば会議時間が短くなったこと、同社で19世紀末に雇用経営者の山辺丈夫が社長に就任して所有と経営が分離した後においても株主は企業経営の監視を怠っていなかったこと、また経営が好転した時期には株主が発言する率は低下し、悪化した場合は発言率が増加したことなどをデータ化して示している。この結城論文は、株主が経営者にモラルハザードを生じさせず、「正しい」行動をとらせるべく株主総会で情報を引き出していたのであり、また株主が経営者の「正しい行動」が何たるかを見極めるために発言をして監視を行っていたのは、当期利益が下落傾向にあった場合や設備投資や合併等、将来の企業運営に関わる意思決定がなされる場合であったとしながら、第二次大戦前の会社法体系下における19世紀的な資本主義的制度において、企業の所有者である株主に絶対的な権限が与えられていた時期の株主総会の雰囲気や今に伝えている。

公文蔵人「綾部製糸株式会社の経営破綻—統治構造に着目して—」（『横浜経営研究』第31巻第3・4号）は、戦前期最大級の製糸企業であった郡是製糸の陰に隠れてやや知名度に欠ける綾部製糸（1913年綾部にて設立）が、郡是と同じく優等系製糸企業であったにもかかわらず1927年に経営破綻したことについて、経営内部の原因を探るという視点で破綻要因を明らかにしようとするものである。同社は設立当初の産繭処理機関的な性格から一般的な営業製糸へと性格を変化させながら、第一次大戦期から1920年代にかけての平均出荷量の伸びが7.2倍という驚異的な成長を示した。同稿の前半ではもっぱら郡是と比較するかたちでの財務分析がなされており、綾部が他社と同様に積極的な投資行動をとって生産設備の増加をはかったことや1920年度を境に他人資本への依存という財務構造の変化があったこと、また綾部は郡是に比して収益性が低く、また配当性向が郡是よりも高く社外への利益流出が多かったことなどから綾部が低蓄積にならざるをえなかったこと等が示されている。では、このような低蓄積にもかかわらず綾部はなぜ設備投資を継続したのか。論文の後半では、綾部の株式所有構造の分析を通じ、同社の統治構造からメスが入られる。そこでは1919年頃から主要株主として登場する横浜の生糸売込問屋木村商店社長木村庫之助に注目する。木村は1923年には綾部の重役に就任するが、それは綾部が生糸売込問屋からの自立ではなく、むしろ依存（すなわち問屋金融への依存）という道を選択したことを示す。依存という道を選んだ結果、木村ら売込問屋の側は生糸取扱量の増大をはかるべく製糸家に対して設備投資を継続するよう促し、逆に製糸家は売込問屋から有利な取引

関係を受けるために一層の成長性を示す必要から設備投資を続けた。1920年代の糸価低落のなかで、大株主であった売込問屋が製糸経営に参画する中で、売込問屋が生糸売込数量の増大によって自己の利益のカバーを図ろうとする、その利害によって綾部の過剰な設備投資が引き起こされ、綾部は破綻に至ったとする。逆に郡是のように問屋金融からの脱却をはかることができた製糸家は、市場環境に見合った財務的健全性を保てる妥当な投資水準を維持することができた事例であるとして、その経営の健全性が浮き彫りにされている。

北浦貴士「両大戦間期日本における会計プロフェッション監査と債権者による規律」(『社会経済史学』第77巻第2号)は、1910年代以降の日本での会計士(計理士)監査制度揺籃期の事情を描いたものである。現代でも企業不祥事が起こるたびに、しばしば公認会計士は不正をチェックできなかったのかという声が聞かれる。日本での会計士制度は、法的には1927年の計理士法によってようやく成立したが、北浦論文によると、この法令以前にすでに東京海上火災が1916年に会計事務所を設けて独自に会計プロフェッション監査を導入する例がみられたという。それは同社専務の各務鎌吉・平生鈺三郎らがいずれも英国勤務歴をもち、英国勅許会計士制度の有用性を認識していたことに起因しており、東京海上は債権者という優位な立場を利用できたがゆえに電力会社のような貸付先に対し会計プロフェッション監査を融資の条件とし、その結果、会計監査制度は徐々に受け入れられていったのだという。ますます多額の資金を必要とした電力会社は、電力外債を発行する際にも日本に進出し始めていた英米系会計プロフェッションの監査を受けることになり、その監査報告が外国の社債引受会社に伝えられ、その結果、電力会社は在外の社債引受会社の経営介入を招くことになる。さらに1930年代になると、会計プロフェッション監査は東京海上以外の三井銀行その他の国内金融機関によっても利用されるようになっていく。計理士法制定以前から、各務や平生といった著名な企業家によって、すでに会計監査が導入されていたのは興味深い事例である。